質問及び回答

（「さっぽろ文化財散歩」を活用したツアー造成支援・普及業務）

質問	業務内容(3)リーフレットの作成・印刷 業務内容(8)事業情報の発信 以上の業務の 1 部を他社(広告・印刷・出版業者)とコンソーシアムもしくは再委託の形式で行うことが認められますでしょうか。
回答	コンソーシアムでの入札参加は認められません。 再委託については、原則禁止としておりますが、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合はその限りではありません（役務契約約款第５条）。 再委託業務の内容により、手続きが若干異なる点がありますが、原則として再委託に係る申出書及び再委託先の登記事項証明書(写しも可)などの法人概要がわかる書類を提出いただき、本協議会にて審査を行うこととしております。